

TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikei.co.jp
URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

災害発生時の税務上の特例

個人や企業が災害で被害を受けた場合、納税期間の延長や納税額の減額など様々な特例が税法で定められております。今回はそれら特例の概要について紹介していきます。

1. 災害発生時の申告期限

水害や地震で被害を受けても、法人税や消費税、所得税の申告義務はなくなりません。しかし被災者は生活再建が最優先で、税金の申告どころではないため、申告期限を2ヵ月延長する規定が準備されています。

2. 納税猶予

◆財産の2割以上の損失を受けた場合

財産の2割以上の損失を受けた場合、税務署長への届出で1年以内の納税猶予を受けられます。

◆納期限が過ぎた税金は担保提供で納税猶予

納期限が過ぎている国税は、“担保提供”を条件に納税猶予(最大2年)を受けられます。コロナ禍の特例で、来年1月末までに納期限が来る国税は無担保・延滞税なしに。

3. 災害損失欠損金の繰戻し還付

災害で発生した損失額で、過去に納めた法人税等の還付を受ける余地があります。損失は「棚卸資産や固定資産についての損失額に限定」されますが、直前期、直前々期に黒字で納税していれば、対応する法人税等の繰戻し還付の対象になります。

4. 消費税の届出

課税事業者の選択届や簡易課税制度の利用開始は“前事業年度中の届出”が原則です。ただし災害時は、災害後の届出で被災日を含む事業年度から制度変更できます。

変更例

◆原則課税から簡易課税への変更

通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が確保できないため、簡易課税へ変更

◆簡易課税から原則課税/免税から課税事業者へ

被災した事業用資産の買換えで課税仕入が急増するので、還付申告したい

◆課税事業者選択を取りやめ

設備投資のため課税事業者を選択した免税事業者が、被災で投資中止となったのでとりやめたい

5.相続財産が被害を受けたとき

相続税は本来、亡くなった日時時点で相続財産を評価して相続税を計算し、10カ月後の申告期限までに納税します。もし相続したばかりの財産が災害の被害を受けた場合はどうなるのでしょうか？

◆ 1割以上の被害で税金の免除や減額へ

相続財産全体で1割以上価値が目減りしたり、建物、車両など個々の相続財産で価値が1割以上目減りした場合、相続税の減額や免除の対象になります。

◆ 申告前で税金が未確定の場合

目減りした財産を低く評価し直して相続税を計算することで、税負担を当初より少なく抑えることができます。

◆ 申告後で税金を分割払い中の場合

すでに申告書は提出済みで相続税を分割で納付していたり、物納申請中で未納となっている期間に被災した場合は、これから納税する相続税部分が免除などの対象となります。

6.所得税負担の軽減

災害で住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告で、雑損控除か災害減免法のいずれか有利な方を申告することで、税負担を軽減できます。

	雑損控除	災害免除法
対象者	住宅・家財・車両等で生活に通常必要な資産に損害を受けた人	住宅・家財の損失額が2分の1以上の人
効果	所得控除を増やす(課税対象額が減る)	納税額を減らす
計算方法	①か②の多い額を控除金額とする ①損失額-所得金額×10% ②損失額のうち災害関連支出金金額－5万円	・ 税負担軽減額 所得500万円以下…所得税の全額 所得750万円以下…所得税の2分の1 所得税1,000万円以下…所得税4分の1
備考	・ 災害損失を3年間繰り越せる ・ 車両損失も対象 ・ 住民税も軽減される	・ 減免を受けた翌年以降は減免無し ・ 所得1,000万円超の方は対象外